

窓口負担（1割・3割）について

毎年8月に、負担区分の判定を行います。平成19年の所得確定に伴い、医療機関などで受診する際の自己負担割合（1割・3割）の判定を行います。

変更になる人には、7月中に新しい被保険者証をお届けします。8月1日以降受診される際には、新しい被保険者証を医療機関窓口へ提示してください。



Aさん夫妻

夫 75歳（後期高齢者医療制度）
妻 74歳（国民健康保険）
夫の課税所得 220万円、年収 390万円
妻の課税所得 0円、年収 120万円

		平成20年7月未まで	平成20年8月1日から
負担割合	夫	1割	3割
	妻	1割	1割

《現役並み所得者（3割）の判定基準》

		平成20年7月未まで	平成20年8月1日から
判定対象	範囲	同一世帯に属する被保険者および70歳～74歳の国保または被用者保険の加入者に係る所得および収入。（老人保健の基準と同じ）	同一世帯に属する被保険者の所得および収入。
	所得と収入	課税所得 145万円以上かつ、 ※合計収入 複数世帯 520万円以上 単身世帯 383万円以上	

※合計収入の場合は、別途申請が必要です。

《判定単位の変更に伴う経過措置》

今回の制度改正により、上記のAさん夫妻の夫のように、一部の人のについては新たに現役並み所得者とされ、1割負担から3割負担になります。ただし、自己負担限度額については、平成22年7月までは、一般（月額4万4400円）に据え置かれます。

※通常、現役並み所得者の場合、自己負担限度額は月額8万1000円＋一定の限度額を超えた医療費の1%

（経過措置対象者の要件）

課税所得145万円以上かつ、年収383万円以上の被保険者であつて、同一世帯に属する70歳～74歳の人も含めた年収が520万円未満の人（例示…Aさん夫妻の夫）

限度額適用・標準負担額減額認定証

（毎年7月未までの有効期限となっております。更新を忘れずに！）

現在、減額認定証をお持ちの人は、証の有効期限が7月末日までとなっております。役場住民課の後期高齢者医療担当窓口で申請の手続きをお願いいたします。

健康診査のお知らせ



広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施いたします。

被保険者全員に、7月下旬に受診券とお知らせを送付いたします。

▼**受診対象者** 被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病（※）の治療を受けている人などは対象者となりません。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、高脂血症、心臓病、脳卒中などです。

▼**受診期間** 平成20年7月下旬から平成21年3月31日まで

▼**受診券の送付時期** 平成20年4月1日以降7月未までに被保険者となる人
：7月下旬
平成20年8月以後に被保険者となる人

▼**被保険者証入れの送付** 被保険者証入れを、前記の健康診査のお知らせに同封いたします。

須恵町職員採用資格試験（一般事務）を実施します

受付け期間 8月1日（金）～18日（月）
試験日 9月21日（日）

平成20年度須恵町職員採用資格試験を、次のとおり実施します。

▼合格者の発表

・第一次試験発表 10月中旬
・第二次試験発表 11月中旬

▼採用時の基本給

・高校卒 14万4500円
・短大卒 15万5700円
・大学卒 17万2200円

※平成20年4月1日現在・基本給は予定額

▼受験手続き

職員採用資格試験申込書、受験票に必要事項を記入し、写真2枚（無帽、正面、6か月以内に撮影のものを受験票および申込書に貼付）を役場総務課に提出してください。（申込書、受験票、実施要綱は7月15日（火）以降に、役場総務課で配布します。）

※身体障害者手帳を持っている人で、軽度の障がい者の人は優先的に採用されます。

▼問合せ先

役場総務課 ☎932・1151

●住基カードは便利なカードです

住基カード【住民基本台帳カード（写真付き）】は、運転免許証などと同様に公的な証明書として、さまざまな暮らしの場で活用できます。

▼**こんな時に便利です**

- ・戸籍証明書、住民票などの申請
- ・パスポートの発行
- ・銀行口座の新規開設
- ・書留郵便の受取り
- ・行政機関の個人情報開示請求

このほかにも、いろんな場面で活用できます。

住基カードを作りませんか

住基カードは、役場住民課で作成し交付しています。

住基カードは本人申請です。代理人の場合は、診断書などの添付が必要です。

▼**交付方法** 住民基本台帳カード交付申請書（写真添付）を役場住民課に提出してください。その際に、運転免許証やパスポート、官公署が発行した顔写真付きの証明書の提示があれば、住基カードは即日交付します。

6月定例議会 人事

6月定例議会が、6月12日から19日まで行われ、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員の選任人事などが行われました。

▼**固定資産評価審査委員会委員**
今泉 豊壽氏（甲植木区・65歳）

任期Ⅱ3年間（平成20年7月1日～平成23年6月30日）
▼**人権擁護委員**
安河内 義子氏（上須恵区・61歳）
任期Ⅱ法務大臣が委嘱した日から3年間



ただし、これらの提示がないときは、照会書を自宅に郵送します。そして、照会書が届いたら必要事項を記入して、有効期限内に本人が役場にご持参ください。

▼**必要なもの** 顔写真1枚（パスポートサイズ）、印鑑

▼**本人確認の書類** 即日交付の場合 運転免許証、パスポート、官公署が発行する顔写真付きの証明書のいずれかひとつ

▼**照会書の場合**（交付時に必要です）健康保険証、年金手帳、年金証書、生活保護証明書などのいずれかひとつ

▼**手数料** 1枚500円

▼**問合せ先** 役場住民課 ☎932・1151